

### 3 3 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

#### 【内容】

- (1) 新しい学習指導要領への対応や教員が子どもと向き合う時間の確保などのため、中央教育審議会から提言された「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」を踏まえ、学級編制の標準を引き下げるとともに、生徒指導面の教育課題等に対応する教職員定数の改善を図ること。
- (2) 教育における地方分権を進めるため、まずは任命権が付与されている政令指定都市について、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲することにより権限を一元化し、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開できるように制度の見直しを行うこと。

#### (背景)

平成22年7月26日に出された中央教育審議会の初等中等教育分科会からの提言において、教職員定数の改善に取り組む必要があるとされたため、文部科学省は平成23年度に小学校第1学年における学級編制の標準を35人に引き下げたが、第2学年以上への拡大や教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年度以降の予算編成において検討することとされた。

このため、文部科学省は平成23年6月に「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置して検討を進め、中間とりまとめにおいて速やかに講ずべき方策として示された小学校第2学年へ35人編制の拡大や、日本語指導、通級指導などの加配定数の充実について24年度の概算要求に計上した。

本県においては、少人数指導加配定数の活用や県単独定数により、独自に小学校第2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているところであるが、地方財政は厳しく、独自にこれを拡大することは困難な状況にあり、国において学級編制の標準の引き下げが着実に実施されることが必要である。

なお、国による少人数学級の実施に当たっては、地域や学校における少人数指導等の取組が後退することがないように配慮されることが必要である。

また、授業時数増や指導内容の充実する新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実などの今日的な教育課題に対応するためには、学級編制の標準の引き下げに併せて教職員定数の配置改善がなされることが必要である。

現在、政令指定都市における県費負担教職員の任命(人事)権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

( 参 考 )

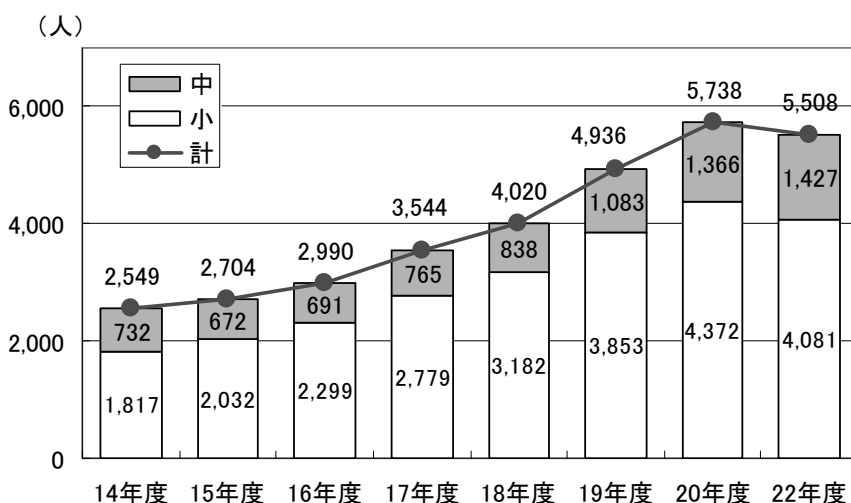
1 少人数学級(35人編制)の実施状況【本 県】

年 度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年 中学校第1学年	35市21町村	736学級	631校
22		37市16町村	735学級	636校
23		37市14町村	757学級	659校

平成23年度から、小学校第1学年の35人学級は法制度化された。

小学校2学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況【本 県】



「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査結果(9月1日現在)」(文部科学省調査)

3 国の教職員定数改善計画の状況

